

昭和三十二年総理府令第八十三号

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令中原子炉の設置、運転等に関する規定に基づき、及び同規定を実施するため、原子炉の設置、運転等に関する規則を次のように定める。

(適用範囲)

第一条 この規則は、次に掲げる原子炉及びその附属施設について適用する。

一 試験研究の用に供する試験研究用等原子炉（船舶に設置するものを除く。）
二 船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉（減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であつて蒸気発生器が構造上原子炉圧力容器の外部にあるものをいう。）であつて研究開発段階にある試験研究用等原子炉

(定義)

第一条の二 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号以下「法」という。）において使用する用語の例による。

二 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「放射線」とは、原子力基本法（昭和三十年法律第六十六号）第三条第五号に規定する放射線又は一メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線若しくはエックス線である。

二 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）で廃棄しようとするものをいう。

三 「燃料体」とは、試験研究用等原子炉に燃料として使用できる形状又は組成の核燃料物質をいう。

四 「管理区域」とは、炉室、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の場所で、その場所における外部放射線に係る線量が原子力規制委員会の定める線量を超える空気中の放射性物質（空気又は水のうち自然に含まれている放射性物質を除く。以

下同じ。）の濃度が原子力規制委員会の定める濃度を超え、又は放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制に関する規定に基づき、及び同規定を実施するため、原子炉の設置、運転等に関する規則を次のように定める。

五 「保全区域」とは、試験研究用等原子炉施設の保全のために特に管理を必要とする場所であつて、管理区域以外のものをいう。

六 「周辺監視区域」とは、管理区域の周辺の区域であつて、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えるおそれのあるものをいう。

七 「放射線業務従事者」とは、試験研究用等原子炉の運転又は利用、試験研究用等原子炉施設の保全、核燃料物質等の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に從事する者であつて、管理区域に立ち入るものをする。

八 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号。以下「品質管理基準規則」という。）第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。

九 「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。

十 「廃止措置対象施設」とは、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法）第十二条の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる試験研究用等原子炉施設をいう。

十一 「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、試験研究用等原子炉施設の設計において発生を想定しているものをいう。

イ 自然現象

ロ 試験研究用等原子炉施設を設置する工場若しくは事業所（原子力船を含む。）内又はその周辺における試験研究用等原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）

ハ 試験研究用等原子炉施設内における火災、溢水その他の試験研究用等原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象

十二 「多量の放射性物質等を放出する事故」とは、発生頻度が設計基準事故（試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十一号。次条第一項第二号ロ及び第十二条第三号において「設置許可基準規則」という。）第二条第二項第十六号に規定する設計基準事故をいう。）より低い事故であつて、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものをいう。

（試験研究用等原子炉の設置の許可の申請）第一條の三 法第二十三条第二項の試験研究用等原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 法第二十三条第二項第三号の試験研究用等原子炉の熱出力については、連続最大熱出力を記載するものとし、連続最大熱出力を超える熱出力で運転時間を限定して運転しようとするときは、その最大の熱出力を併せて記載すること。

二 法第二十三条第二項第五号の試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。

イ 試験研究用等原子炉施設の位置

（1）敷地の面積及び形状（試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。

イ 試験研究用等原子炉施設の敷地の所在地、面積及び形状

（1）敷地（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、船体及び附帯陸上施設の敷地）内における主要な試験研究用等原子炉施設の位置

（2）敷地（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、船体及び附帯陸上施設の敷地）内における主要な試験研究用等原子炉施設の位置

（1）敷地（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、耐衝突構造）

（2）敷地（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、耐津波構造）

（1）敷地（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、耐震構造）

（2）敷地（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、冷却材の種類）

（1）敷地（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、冷却材の種類）

（2）敷地（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、冷却材の種類）

（1）敷地（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、冷却材の種類）

（2）敷地（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、冷却材の種類）

（1）敷地（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、冷却材の種類）

（2）敷地（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、冷却材の種類）

（3）敷地（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、冷却材の種類）

（1）計装	（2）燃料体	（3）燃料要素の構造	（4）燃料集合体の構造
（i）核計装の種類	（ii）燃料材の種類	（iii）被覆材の種類	（iv）燃料体
（v）その他の主要な計装の種類	（vi）その他の主要な計装の種類	（vii）その他の主要な計装の種類	（viii）主要な熱的制限値
（ix）構造	（x）燃料要素の構造	（xi）被覆材の種類	（xii）燃料体
（xiii）燃料体の最高燃焼度及び最大挿入量	（xiv）主要な核的制限値	（xv）その他の主要な計装の種類	（xvi）構造

（1）冷却材の種類	（2）冷却材の種類	（3）冷却材の種類	（4）冷却材の種類
（i）主要な機器及び管の個数及び構造	（ii）主要な機器及び管の個数及び構造	（iii）主要な機器及び管の個数及び構造	（iv）主要な機器及び管の個数及び構造
（v）冷却材の温度及び圧力	（vi）冷却材の温度及び圧力	（vii）冷却材の温度及び圧力	（viii）冷却材の温度及び圧力
（ix）冷却材の種類	（x）冷却材の種類	（xi）冷却材の種類	（xii）冷却材の種類
（xiii）冷却材の種類	（xiv）冷却材の種類	（xv）冷却材の種類	（xvi）冷却材の種類

（1）冷却材の種類	（2）冷却材の種類	（3）冷却材の種類	（4）冷却材の種類
（i）冷却材の種類	（ii）冷却材の種類	（iii）冷却材の種類	（iv）冷却材の種類
（v）冷却材の種類	（vi）冷却材の種類	（vii）冷却材の種類	（viii）冷却材の種類
（ix）冷却材の種類	（x）冷却材の種類	（xi）冷却材の種類	（xii）冷却材の種類
（xiii）冷却材の種類	（xiv）冷却材の種類	（xv）冷却材の種類	（xvi）冷却材の種類

（1）冷却材の種類	（2）冷却材の種類	（3）冷却材の種類	（4）冷却材の種類
（i）冷却材の種類	（ii）冷却材の種類	（iii）冷却材の種類	（iv）冷却材の種類
（v）冷却材の種類	（vi）冷却材の種類	（vii）冷却材の種類	（viii）冷却材の種類
（ix）冷却材の種類	（x）冷却材の種類	（xi）冷却材の種類	（xii）冷却材の種類
（xiii）冷却材の種類	（xiv）冷却材の種類	（xv）冷却材の種類	（xvi）冷却材の種類

（1）冷却材の種類	（2）冷却材の種類	（3）冷却材の種類	（4）冷却材の種類
（i）冷却材の種類	（ii）冷却材の種類	（iii）冷却材の種類	（iv）冷却材の種類
（v）冷却材の種類	（vi）冷却材の種類	（vii）冷却材の種類	（viii）冷却材の種類
（ix）冷却材の種類	（x）冷却材の種類	（xi）冷却材の種類	（xii）冷却材の種類
（xiii）冷却材の種類	（xiv）冷却材の種類	（xv）冷却材の種類	（xvi）冷却材の種類

（1）冷却材の種類	（2）冷却材の種類	（3）冷却材の種類	（4）冷却材の種類
（i）冷却材の種類	（ii）冷却材の種類	（iii）冷却材の種類	（iv）冷却材の種類
（v）冷却材の種類	（vi）冷却材の種類	（vii）冷却材の種類	（viii）冷却材の種類
（ix）冷却材の種類	（x）冷却材の種類	（xi）冷却材の種類	（xii）冷却材の種類
（xiii）冷却材の種類	（xiv）冷却材の種類	（xv）冷却材の種類	（xvi）冷却材の種類

（1）冷却材の種類	（2）冷却材の種類	（3）冷却材の種類	（4）冷却材の種類
（i）冷却材の種類	（ii）冷却材の種類	（iii）冷却材の種類	（iv）冷却材の種類
（v）冷却材の種類	（vi）冷却材の種類	（vii）冷却材の種類	（viii）冷却材の種類
（ix）冷却材の種類	（x）冷却材の種類	（xi）冷却材の種類	（xii）冷却材の種類
（xiii）冷却材の種類	（xiv）冷却材の種類	（xv）冷却材の種類	（xvi）冷却材の種類

(2) 安全保護回路	(3) 制御設備	(4) 非常用制御設備	(5) 反応度制御能力	(6) 主要な機器の個数及び構造	(7) 制御材駆動設備の個数及び構造	(8) 制御材の個数及び構造	(9) 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備	(10) 気体廃棄物の廃棄施設	(11) 構造	(12) 排気口の位置	(13) 液体廃棄物の廃棄設備	(14) 構造	(15) 固体廃棄物の廃棄設備	(16) 放射線管理施設の構造及び設備	(17) 屋内管理用の主要な設備の種類	(18) 屋外管理用の主要な設備の種類	(19) 原子炉格納施設の構造及び設備	(20) 其他の主要な事項
------------	----------	-------------	-------------	------------------	--------------------	----------------	------------------------	-----------------	---------	-------------	-----------------	---------	-----------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------

三 法第二十三条第二項第六号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。	四 法第二十三条第二項第七号の試験研究用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量については、核燃料物質の種類ごとに年間予定挿入量及び燃焼量を記載すること。	五 法第二十三条第二項第八号の使用済燃料の処分の方法については、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。	六 法第二十三条第二項第九号の試験研究用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。	七 試験研究用等原子炉の使用の目的に関する説明書	八 試験研究用等原子炉の運転に関する説明書	九 試験研究用等原子炉施設の安全設計に関する説明書
一 試験研究用等原子炉の熱出力に関する説明書	二 試験研究用等原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類	三 工事に要する資金の額及び調達計画を記載した書類	四 試験研究用等原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類	五 試験研究用等原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類	六 試験研究用等原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類	七 試験研究用等原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類
八 試験研究用等原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類	九 試験研究用等原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類	十 試験研究用等原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類	十一 試験研究用等原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類	十二 試験研究用等原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類	十三 試験研究用等原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類	十四 試験研究用等原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類
五 試験研究用等原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類	六 試験研究用等原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類	七 試験研究用等原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類	八 試験研究用等原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類	九 試験研究用等原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類	十 試験研究用等原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類	十一 試験研究用等原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類
六 試験研究用等原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類	七 試験研究用等原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類	八 試験研究用等原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類	九 試験研究用等原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類	十 試験研究用等原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類	十一 試験研究用等原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類	十二 試験研究用等原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類

十 試験研究用等原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される試験研究用等原子炉の事故（多量の放射性物質等を放出する事故を含む）。第二条第二項第十号において同じ。）	十一 試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を記載すること。
十二 法人につては、定期又は寄附行為、登記証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書	十三 法第二十三条第一項の許可を受けようとする者（法人につては、その業務を行う役員）に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書
十四 法第二十三条第二項から第五号まで又は第九号に掲げる事項の変更に係る令第十四条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、第六号及び第七号の書類は、附帯陸上施設に係るものに限る。）を添付しなければならない。	十五 法第二十三条第三号の原子力規制委員会規則で定める者
十六 法第二十三条第二項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十三号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第二十五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。	十七 法第二十五条第三号の原子力規制委員会規則で定める者
十八 法第二十五条第三号の原子力規制委員会規則で定める者	十九 法第二十五条第三号の原子力規制委員会規則で定める者
二十 法第二十五条第三号の原子力規制委員会規則で定める者	二十一 法第二十五条第三号の原子力規制委員会規則で定める者

第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。	二 変更後における試験研究用等原子炉の熱出力に関する説明書
二 法第二十三条第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十三号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第二十五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。	三 変更後における試験研究用等原子炉の使用の目的に関する説明書
三 法第二十三条第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十三号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第二十五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。	四 変更後における試験研究用等原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類
四 法第二十三条第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十三号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第二十五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。	五 変更後における試験研究用等原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類
五 法第二十三条第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十三号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第二十五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。	六 変更後における試験研究用等原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類
六 法第二十三条第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十三号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第二十五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。	七 変更後における試験研究用等原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類
七 法第二十三条第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十三号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第二十五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。	八 変更後における試験研究用等原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類
八 法第二十三条第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十三号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第二十五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。	九 変更後における試験研究用等原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類
九 法第二十三条第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十三号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第二十五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。	十 変更後における試験研究用等原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類
十 法第二十三条第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十三号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第二十五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。	十一 変更後における試験研究用等原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
 (設計及び工事の計画の認可を要しない工事等)

第二条の二 法第二十七条第一項の原子力規制委員会規則で定める工事は、変更の工事であつて、次条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事とする。

法第二十七条第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、同条第一項又は第二項の認可を受けたところによる放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他試験研究用等原子炉施設の保全上支障のない変更とする。

法第二十七条第五項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う場合以外の場合とする。

(設計及び工事の計画の認可の申請)

第三条 法第二十七条第一項の規定により、試験研究用等原子炉施設に関する設計及び工事の計画に記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所は、その代表者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、当該変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地(船舶にあつては、その船舶の名称)に係るものに限る。

三次の区分による試験研究用等原子炉施設に関する設計及び工事の方法(試験研究用等原子炉施設の変更の場合にあつては、当該変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地(船舶にあつては、その船舶の名称)に係るものに限る。)

ト 原子炉格納施設

ハ 原子炉冷却系統施設

ニ 計測制御系統施設

ホ 放射性廃棄物の廃棄施設

ト 原子炉本体

ハ 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

四 工事工程表
五 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム
六 試験研究用等原子炉施設の変更の場合にあつては、変更の理由

2 前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の計画が法第二十三条第一項若しくは第二十六条第一項の規定により届け出たところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを計算によつて説明した

工事の計画が法第二十八条の二の技術基準(以下「技術基準」という。)に適合することを計算によつて説明した書類並びに当該申請に係る

設計及び工事の計画が法第二十八条の二の技術基準(以下「技術基準」という。)に適合することを計算によつて説明した書類並びに当該申請に係る

書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類

第三条の二の二 法第二十七条第五項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更に係る試験研究用等原子炉施設の概要

三 法第二十七条第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

四 変更の内容

五 変更の理由

六 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

(使用前事業者検査の実施)

第三条の二の三 使用前事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法

二 機能及び性能を確認するために十分な方法

三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを確認するために十分な方法

四 使用前事業者検査を行うに当たつては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(使用前事業者検査の記録)

第三条の二の四 使用前事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 檢査年月日

二 檢査の対象

三 檢査の方法

四 檢査の結果

五 檢査を行つた者の氏名

六 檢査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

十一 検査に係る教育訓練に関する事項

二 使用前事業者検査の結果の記録は、当該使用前事業者検査に係る試験研究用等原子炉施設の技術基準に関する規則(令和二年原子力規制委員会規則第七号)第十二条第一項に規定する容器等(以下この条において単に「容器等」という。)であつて、同項第二号に規定する主要な耐圧部の溶接部を有するものを設置する試験研究用等原子炉設置者は、当該容器等に係る使用前事業者検査を終了したときは、当該容器等に使用前事業者検査を行つたことを示す記号その他表示を付するものとする。

三 第二条の二の五 試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則(令和二年原子力規制委員会規則第七号)第十二条第一項に規定する容器等(以下この条において単に「容器等」という。)であつて、同項第二号に規定する主要な耐圧部の溶接部を有するものを設置する試験研究用等原子炉設置者は、当該容器等に係る使用前事業者検査を終了したときは、当該容器等に使用前事業者検査を行つたことを示す記号その他表示を付するものとする。

四 第二条の三 法第二十八条第三項の確認(以下「使用前確認」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 試験研究用等原子炉施設の設置又は変更の工場に係る工場又は事業所の名称及び所在地(船舶にあつては、その船舶の名称)

三 申請に係る試験研究用等原子炉施設の概要

四 法第二十七条第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

五 使用前確認を受けようとする使用前事業者

六 法第二十三条第一項若しくは第二十六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の許可を受けたところによる熱出力未満であるときは、その使用しようとする最大の熱出力。次号において「最大使用熱出力」という。

七 最大使用熱出力に到達させるまでの期間の熱出力の増加の計画

八 申請に係る試験研究用等原子炉施設の使用の開始の予定期

九 原子炉本体を試験のために使用しようとする試験研究用等原子炉施設の一剖が完成しなければならない特別の理由があるときには、その使用的期間及び方法

接的に推定することができる記録をもつてその事項の記録に代えることができる。

3 第一項の表第四号イの線量当量率、同号ハの線量当量並びに同号ニ及びホの線量は、それぞれ原子力規制委員会の定めるところにより記録するものとする。

4 第一項の表第四号ニ及びヘの線量を記録する場合には、放射線による被ばくのうち放射性物質によつて汚染された空気を呼吸することによる被ばくに係る記録については、その被ばくの状況及び測定の方法を併せて記載しなければならない。

5 第一項の表第四号ニからトまでの記録の保存期間は、その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなつた場合又はその記録を保存している期間が五年を超えた場合において試験研究用等原子炉設置者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間とする。

6 試験研究用等原子炉設置者は、第一項の表第四号ニからヘまでの記録に係る放射線業務従事者に、その記録の写しをその者が当該業務を離れる時に交付しなければならない。

7 第一項の表第四号リ及びス、第六号並びに第十九号の記録の保存期間は、法第四十三条の三の二第二項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

8 第一項の表第十号の記録の保存期間は、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けるまでの期間とする。

9 第五項の原子力規制委員会の指定する機関に関する必要な事項は、別に原子力規制委員会規則で定める。

(電磁的方法による保存)

2 前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして、前条第一項の表の下欄に掲げる期間保存しておかなければならない。

3 第一項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

事項の記録に代えることができる記録をもつてその事項の記録に代えることができる。

3 第一項の表第四号イの線量当量率、同号ハの線量当量並びに同号ニ及びホの線量は、それぞれ原子力規制委員会の定めるところにより記録するものとする。

4 第一項の表第四号ニ及びヘの線量を記録する場合には、放射線による被ばくのうち放射性物質によつて汚染された空気を呼吸することによる被ばくに係る記録については、その被ばくの状況及び測定の方法を併せて記載しなければならない。

5 第一項の表第四号ニからトまでの記録の保存期間は、その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなつた場合又はその記録を保存している期間が五年を超えた場合において試験研究用等原子炉設置者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間とする。

6 試験研究用等原子炉設置者は、第一項の表第四号ニからヘまでの記録に係る放射線業務従事者に、その記録の写しをその者が当該業務を離れる時に交付しなければならない。

7 第一項の表第四号リ及びス、第六号並びに第十九号の記録の保存期間は、法第四十三条の三の二第二項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

8 第一項の表第十号の記録の保存期間は、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けるまでの期間とする。

9 第五項の原子力規制委員会の指定する機関に関する必要な事項は、別に原子力規制委員会規則で定める。

(電磁的方法による保存)

2 前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして、前条第一項の表の下欄に掲げる期間保存しておかなければならない。

3 第一項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(品質マネジメントシステム)

第六条の三 法第三十五条第一項の規定により、

試験研究用等原子炉設置者は、法第二十三条规定により、品質マネジメントシステムに基づき第一項又は第二十六条第一項の許可を受けたと

るにより、品質マネジメントシステムに基づき第一項又は第二十六条第一項の許可を受けたと

保安活動(次条から第十四条の二までに規定す

る措置を含む)の計画、実施、評価及び改善

を行うとともに、品質マネジメントシステムの

改善を継続して行わなければならぬ。

(管理区域への立入制限等)

第七条 法第三十五条第一項の規定により、試験

研究用等原子炉設置者は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域において次の各号に掲げる措置を採らなければならぬ。

一 管理区域については、次の措置を講ずること。

イ 壁、柵等の区画物によつて区画するほか、標識を設けることによつて明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、鍵の管理等の措置を講ずること。

ロ 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止すること。

ハ 床、壁その他の人の触れるおそれのある物であつて放射性物質によつて汚染されたものの表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める表面密度限度を超えないようになること。

二 放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。

三 前項の規定にかかわらず、試験研究用等原子炉施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、試験研究用等原子炉の運転に重大な支障を及ぼすおそれがある試験研究用等原子炉施設の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を試験研究用等原子炉設置者に書面で申し出た者に限る)をその線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させること。

四 前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならぬ。

一 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を試験

研究用等原子炉設置者に書面で申し出た者であること。

二 緊急作業についての訓練を受けた者であること。

三 原子力規制委員会が定める場合にあつては、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五百五十六号)第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

(試験研究用等原子炉施設の施設管理)

第九条 法第三十五条第一項の規定により、試験

研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(以下「施設管

理」という。)に關し、試験研究用等原子炉ごとに、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 試験研究用等原子炉施設が法第二十三条规定により、品質マネジメントシステムに基づき第一項又は第二十六条第一項の許可を受けたと

るにより、品質マネジメントシステムに基づき第一項又は第二十六条第一項の許可を受けたと

保安活動(次条から第十四条の二までに規定す

る措置を含む)の計画、実施、評価及び改善

を行うとともに、品質マネジメントシステムの

改善を継続して行わなければならぬ。

(周辺監視区域について)

三 周辺監視区域については、次の措置を講ずること。

イ 人の居住を禁止すること。

ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外

の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。

(線量等に関する措置)

第八条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、放射線業務従事者の線量等に關し、次の各号に掲げる措置を採らなければならぬ。

一 放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようするこ

と。

二 放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射

性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようするこ

と。

三 前号ただし書の場合においては、法第四十条の三の二第二項若しくは同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第十六条の五の二第十一号の性能維持施設に係る施設管理方針を定めるこ

と。

四 第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従つて達成すべき施設管理の目標(第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあつては、試験研究用等原子炉施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この項において「施設管理目標」といいう。)を定めること。

五 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画(以下この項において「施設管理実施計画」という。)を策定し、当該計画に従つて施設管理を実施すること。

六 施設管理実施計画の始期及び期間に關すること。

七 試験研究用等原子炉施設の巡回(試験研

究用等原子炉施設の保全のために実施するものに限る。)に關すること。

八 試験研究用等原子炉施設の設計及び工事の実施頻度及び時期(試験研究用等原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む)に關すること。

九 試験研究用等原子炉施設の点検等の方

法、実施頻度及び時期(試験研究用等原子

炉の運転中及び運転停止中の区別を含む

(法第四十三条の三の二第二項の認可を受

けたものを除く。)に關すること。

十 試験研究用等原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に關すること。

「理」という。)に關し、試験研究用等原子炉ごとに、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 試験研究用等原子炉施設が法第二十三条规定により、品質マネジメントシステムに基づき第一項又は第二十六条第一項の許可を受けたと

るにより、品質マネジメントシステムに基づき第一項又は第二十六条第一項の許可を受けたと

保安活動(次条から第十四条の二までに規定す

る措置を含む)の計画、実施、評価及び改善

を行うとともに、品質マネジメントシステムの

改善を継続して行わなければならぬ。

ら一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにして、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第七条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

六 核燃料物質等は、同一の運搬機器に原子力規制委員会の定める危険物と混載しないこと。

七 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。

八 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。

九 核燃料物質等の取扱いに關し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。

十 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自身の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ及びこれらを運搬する車両の適当な箇所を講ずることが著しく困難なときは、原子力規制委員会の定める線量当量率を越えることは、この限りでない。

3 第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行う運搬については適用しない。

4 試験研究用等原子炉設置者は、核燃料物質等の運搬に關し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条の二

まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所において運搬することができる。

第十三条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、次の各号に掲げる核燃料物質の貯蔵に関する措置を採らなければならぬ。
(貯蔵)

一 核燃料物質の貯蔵は、貯蔵施設において行うこと。

二 貯蔵施設の目に付きやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示すること。

三 使用済燃料は、冷却について必要な措置を採ること。
(工場又は事業所において行われる廃棄)

四 核燃料物質の貯蔵は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

第十四条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所において行わる放射性廃棄物の廃棄前における措置の実施状況を確認しなければならない。

一 放射性廃棄物の廃棄は、廃棄及び廃棄に係る放射線防護について必要な知識を有する者の監督の下に行わせるとともに、廃棄に當つては、廃棄に従事する者に作業衣等を着用すること。

二 放射性廃棄物の廃棄に從事する者以外の者が放射性廃棄物の廃棄作業中に廃棄施設に立ち入る場合には、その廃棄に従事する者の指示に従わせること。

三 気体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。
イ 排気施設によつて排出すること。

四 前号イの方法により廃棄する場合は、排気施設において、ろ過、放射能の時間による減衰率の方法により廃棄すること。

五 放射性廃棄物が漏れにくい構造であることをあること。

衰、多量の空氣による希釈等の方法によつて排氣中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排気口において又は排気監視設備において排氣中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外の空氣中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようすること。

六 第三号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を採ること。

七 第三号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を採ること。

八 液体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 排水施設によつて排出すること。

ロ 放射線障害防止の効果を持つた廃液槽に保管廃棄すること。

ハ 容器に封入し、又は容器に固型化して放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

九 第六号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を採ること。

十 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に固型化するときは、固型化した放射性廃棄物と一体化した容器が放射性廃棄物の飛散又は漏れを防止できること。

十一 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を有する保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄するときは、当該容器に亀裂若しくは破損が生じた場合に封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包み、又は収容できる受皿を当該容器に設けること等により、汚染の広がりを防止すること。

ロ 当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊等により著しい過熱が生じるおそれのある場合は、冷却について必要な措置を採ること。

ハ 放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器には、放射性廃棄物を示す標識をつけ、及び当該放射性廃棄物に関する第六条の規定に基づき記録された内容と照合できるよう整列番号を表示すること。

ニ 当該廃棄施設には、その目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示すること。

十二 固体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設において焼却すること。

ロ 容器に封入し、又は容器に固型化して放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ハ ロの方法により廃棄することが著しく困難な大型機械等の放射性廃棄物又は放射能の時間による減衰を必要とする放射性廃棄物については、放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

十三 第九号、第十号及び第十一号（同号イを除く。）の規定は、前号ロの方法による廃棄について準用する。

ロ 亀裂又は破損が生じるおそれがないものであること。

ハ 容器の蓋が容易に外れないものであること。

イ 容器が放射性廃棄物を容器に固型化するときは、固型化した放射性廃棄物と一体化した容器が放射性廃棄物の飛散又は漏れを防止できること。

十 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に固型化するときは、固型化した放射性廃棄物と一体化した容器が放射性廃棄物の飛散又は漏れを防止できること。

十一 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を有する保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄するときは、当該容器に亀裂若しくは破損が生じた場合に封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包み、又は収容できる受皿を当該容器に設けること等により、汚染の広がりを防止すること。

ロ 当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊等により著しい過熱が生じるおそれのある場合は、冷却について必要な措置を採ること。

ハ 放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器には、放射性廃棄物を示す標識をつけ、及び当該放射性廃棄物に関する第六条の規定に基づき記録された内容と照合できるよう整列番号を表示すること。

ニ 当該廃棄施設には、その目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示すること。

十二 固体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設において焼却すること。

ロ 容器に封入し、又は容器に固型化して放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ハ ロの方法により廃棄することが著しく困難な大型機械等の放射性廃棄物又は放射能の時間による減衰を必要とする放射性廃棄物については、放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

十三 第九号、第十号及び第十一号（同号イを除く。）の規定は、前号ロの方法による廃棄について準用する。

は周辺防護区域内に立ち入る車両は、当該駐車の用に供する区域内に駐車させること。ただし、防護区域又は周辺防護区域に立ち入ることが特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

八 防護区域及び周辺防護区域の出入口においては、次に掲げる措置を講ずること。
（イ）又はロに掲げる点検については、これと同等以上の特定核燃料物質の防護のための措置を講ずる場合は、当該点検を省略することができる。

イ 特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為の用に供される物品（持込みの必要性が認められるものを除く。）の持込み及び特定核燃料物質（持出しの必要性が認められるものを除く。）の持出しを行われないよう口 第五号イ及びロに掲げる証明書等を所持する者が物品を防護区域に持ち込み又は防護区域から持ち出そうとする場合は、当該防護区域の出入口において、イの点検のほか、当該防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ、金属を検知することができる装置及び特定核燃料物質を検知することができる装置を用いて点検を行うこと。

ハ 見張人に、出入口を常時監視させること。
（イ）特定核燃料物質は、防護区域内に置くこと。

十 口 第五号イ及びロに掲げる措置を講ずるための装置の有無並びに施設における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該施設の周辺を巡回させること。

（4）見張人に、施設への人の侵入を監視する者に同時に合わせること。

（3）施設内の作業については、二人以上の者に同時に行わせること。

（2）施設に立ち入ることが特に必要な者であることを確認の上当該施設に立ち入ることを認めた者以外の者の当該施設への入りを禁止すること。

（1）施設の出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知し、表示することができる装置を設置すること。

十一 防護区域、周辺防護区域若しくは立入り制限区域又は施設の出入口に施錠する場合は、次に掲げる措置を講ずること。
（イ）鍵及び錠については、取替え又は構造の変更を行う等複製が困難となるようにすること。

ハ 鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者にその鍵を厳重に管理させ、当該者以外の者がその鍵を取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめその鍵を一時的に取り扱うことを行った者については、この限りでない。

十二 鍵又は錠について不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。

ハ 鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者にその鍵を厳重に管理させ、当該者以外の者がその鍵を取り扱うことを禁止すること。

（イ）鍵及び錠について不審な点が認められた者に同時に合わせること。

（2）施設に立ち入ることが特に必要な者であることを確認の上当該施設に立ち入ることを認めた者以外の者の当該施設への入りを禁止すること。

（1）施設の出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知し、表示することができる装置を設置すること。

十三 試験研究用等原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作による情報システムは、電気通信回線を通じて、妨害行為又は破壊行為を受けることがないよう、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断すること。

十四 前号の情報システムに対する妨害行為又は破壊行為が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるよう適切な計画（以下「情報システムセキュリティ計画」という。）を作成すること。

十五 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置には、非常用電源設備及び無停電設備を施設し、その機能を常に維持するための措置を講ずること。

十六 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関し、次に掲げる措置を講ずること。

（イ）見張人が常時監視を行うための詰所（以下この条において「見張人の詰所」といふ）に連絡する方法により迅速かつ確実に行うこと。

（二）監視所から関係機関への連絡は、定期的に二以上の連絡手段により、かつ容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようする。

（三）監視所に第五号ロに規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を通行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせる。

十七 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関し、次に掲げる措置を講ずること。

（イ）見張人が常時監視を行うための詰所（以下この条において「見張人の詰所」といふ）に連絡する方法により迅速かつ確実に行うこと。

（二）監視装置を構成する装置であつて人の侵入を表示するものは、防護区域内若しくは

周辺防護区域内又は周辺防護区域の近くであつて見張人が常時監視できる位置に設置すること。

十二 防護区域、周辺防護区域若しくは立入り制限区域又は施設の出入口に施錠する場合は、次に掲げる措置を講ずること。
（イ）鍵及び錠については、取替え又は構造の変更を行う等複製が困難となるようにすること。

ハ 鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者にその鍵を厳重に管理させ、当該者以外の者がその鍵を取り扱うことを禁止すること。

（イ）鍵及び錠について不審な点が認められた者に同時に合わせること。

（2）施設に立ち入ることが特に必要な者であることを確認の上当該施設に立ち入ることを認めた者以外の者の当該施設への入りを禁止すること。

（1）施設の出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知し、表示することができる装置を設置すること。

十三 試験研究用等原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作による情報システムは、電気通信回線を通じて、妨害行為又は破壊行為を受けることがないよう、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断すること。

十四 前号の情報システムに対する妨害行為又は破壊行為が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるよう適切な計画（以下「情報システムセキュリティ計画」という。）を作成すること。

十五 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置には、非常用電源設備及び無停電設備を施設し、その機能を常に維持するための措置を講ずること。

十六 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関し、次に掲げる措置を講ずること。

（イ）見張人が常時監視を行うための詰所（以下この条において「見張人の詰所」といふ）に連絡する方法により迅速かつ確実に行うこと。

（二）監視所から関係機関への連絡は、定期的に二以上の連絡手段により、かつ容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようする。

（三）監視所に第五号ロに規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を通行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせる。

十七 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関し、次に掲げる措置を講ずること。

（イ）見張人が常時監視を行うための詰所（以下この条において「見張人の詰所」といふ）に連絡する方法により迅速かつ確実に行うこと。

（二）監視装置を構成する装置であつて人の侵入を表示するものは、防護区域内若しくは

ハ 防護区域内、周辺防護区域内及び立入り制限区域内に連絡のための設備を設置し、見張人の詰所への連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うこと。

二 見張人の詰所に第五号ロに規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

（イ）見張人の詰所が使用できない場合、定期的に、二以上の連絡手段により、かつ容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うこと。

（二）見張人の詰所から関係機関への連絡は、張人の詰所への連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うこと。

（三）見張人の詰所に第五号ロに規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

（四）見張りを行つている見張人と監視所との間における連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようする。

（五）見張りを行つている見張人と監視所との間における連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようする。

（六）監視所から関係機関への連絡は、定期的に二以上の連絡手段により、かつ容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うこと。

（七）監視所に第五号ロに規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を通行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせる。

（八）監視所に第五号ロに規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を通行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせる。

（九）特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないよう管理すること。この場合において、特に、次に掲げる特定核燃料物質の防護に関する秘密については、秘密の範囲及び業務上知り得る者（以下この項において単に「業務上知り得る者」という。）の指定その他特定核燃料物質の防護に関する秘密の管理

評価を行うとともに、当該評価の結果に基づき必要な改善を行わなければならない。
(原子力船の入港の届出)
第十四条の四 法第三十六条の二第一項の規定により、原子力船を本邦の港に立ち入らせようとする者は、立ち入らせようとする日の六十日前（法第二十三条第二項第三号、第五号及び第八号に掲げる事項を変更しないで同一の港に二回以上立ち入らせる場合の二回目以後にあっては、二十日前）までに、次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 原子力船の名称、船舶番号及び船籍港
三 港の名称
八 入港及び出港の期日
五 入港及び出港の四時間前から出港時までの試験研究用等原子炉の使用する熱出力
六 港内及び港の付近における航路
七 停泊場所及び遠隔びよう地の位置
八 入港の二十四時間前から出港時までの試験研究用等原子炉の使用する熱出力
九 水先人の用意の状況
十 引船の用意の状況
十一 港内及び港の付近において非常の場合に原子力船のとるべき処置
十二 港内及び港の付近において液体状又は固体状の放射性廃棄物を処分する場合にあっては、その処分の方法
十三 港内において試験研究用等原子炉施設の工事を行う場合にあっては、その工事の方法
十四 港内において燃料体を試験研究用等原子炉に挿入し、又は使用済燃料を試験研究用等原子炉から取り出す場合にあっては、その挿入又は取出しの方法
十五 前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
十六 前二項の届出に係る書類の提出部数は、正本及び写し各二通とする。
十七 (国土交通大臣に対する通知事項)
十八 試験研究用等原子炉の使用する熱出力の限度
十九 停泊場所及び遠隔びよう地から公衆が居住する地域までの距離

三 非常の場合にその事態の発生から引船による原子力船の移動開始までの時間
四 その他核燃料物質等又は試験研究用等原子炉による災害を防止するために原子力規制委員会が必要と認める事項
五 (保安規定)
六 (保安規定)
七 (保安規定)
八 (保安規定)
九 (保安規定)
十 (保安規定)
十一 (保安規定)
十二 (保安規定)
十三 (保安規定)
十四 (保安規定)
十五 (保安規定)
十六 (保安規定)
十七 (保安規定)
十八 (保安規定)
十九 (保安規定)

二十 不適合(品質管理基準規則第一条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十号において同じ。)が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に關すること。
二十一 その他試験研究用等原子炉施設に係る保安に關必要な事項
二十二 法第四十三条の三の二第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められていない場合における当該不適合に関する情報の公開に關すること。
二十三 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査に關すること。
二十四 (第十四号に掲げるものを除く。)
二十五 試験研究用等原子炉施設の運転及び放線量、線量當量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に關すること。
二十六 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に關すること。
二十七 放射線の利用に係る保安に關すること。
二十八 放射性廃棄物の受扱い、運搬、貯蔵その他取扱い(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に關すること。
二十九 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に關すること。
三十 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に關すること。
三十一 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に關すること。
三十二 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に關すること。
三十三 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に關すること。
三十四 非常の場合に講ずべき処置に關すること。
三十五 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置に關すること。
三十六 試験研究用等原子炉施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第十六条の十四各号に掲げる事故障害等の事象及びこれらに準ずるもののが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に關すること。
三十七 試験研究用等原子炉施設の施設管理に関する事項(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に關すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に關すること及び長期施設管理方針を含む。)に關すること。
三十八 試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に關すること。
三十九 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の試験研究用等原子炉設置者との共有に關すること。

四十 不適合(品質管理基準規則第一条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十号において同じ。)が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に關すること。
二十一 その他試験研究用等原子炉施設に係る保安に關必要な事項
二十二 法第四十三条の三の二第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められていない場合における当該不適合に関する情報の公開に關すること。
二十三 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査に關すること。
二十四 (第十四号に掲げるものを除く。)
二十五 試験研究用等原子炉施設の運転及び放線量、線量當量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に關すこと。
二十六 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に關すること。
二十七 放射線の利用に係る保安に關すること。
二十八 放射性廃棄物の受扱い、運搬、貯蔵その他取扱い(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に關すること。
二十九 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に關すること。
三十 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に關すること。
三十一 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に關すること。
三十二 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に關すること。
三十三 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に關すること。
三十四 非常の場合に講ずべき処置に關すること。
三十五 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置に關すること。
三十六 試験研究用等原子炉施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第十六条の十四各号に掲げる事故障害等の事象及びこれらに準ずるもののが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に關すること。
三十七 試験研究用等原子炉施設の施設管理に関する事項(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に關すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に關すること及び長期施設管理方針を含む。)に關すること。
三十八 試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に關すること。
三十九 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の試験研究用等原子炉設置者との共有に關すること。

七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間開始前に「とあるのは、「昭和五十三年一月一日から同年六月三十日までの期間について作成し、原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する総理府令の施行後速やかに」とする。

附 則（昭和五十三年一二月二八日総理府令第五〇号）

（施行期日）この府令は、原子力基本法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十六号。以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（昭和五十四年一月四日）から施行する。（経過措置）

第二条 この府令の施行の際現に改正法第三条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「旧法」という。）第二十九条の定期検査を受検中の原子炉施設の当該定期検査に係る性能の技術上の基準については、改正後の試験研究の用に供する

原子炉等の設置、運転等に関する規則（以下「新規則」という。）第三条の九の規定にかかるず、なお従前の例による。

旧法第七十三条の規定の適用を受けた原子炉施設（実用発電用原子炉及び実用船舶用原子炉以外の原子炉に係るものに限る。）であつて、この府令の施行の日において現に改正法による改

正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「新法」という。）第二

十八条第一項の規定に相当する電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）又は船舶安全法（昭和八年法律第十一号）の規定による検査の申請がされているものに係る新法第二十八条第一項の使用前検査は、新規則第三条の四の規定にかかるず、原子炉施設の性能に関する事項その他の長官が適當と認めるときに行うものとする。

（附 則（昭和五十五年一〇月一二四日総理府令第五二号））この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第四十三号）の施行の日（昭和五十五年十一月十四日）から施行する。

附 則（昭和五十五年一二月二八日総理府令第五〇号）

この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第四十三号）の施行の日（昭和五十五年十一月十四日）から施行する。

附 則（昭和五六六年八月三一日総理府令第三号）

この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原

子炉の規制に関する法律の一部を改正する総理府令の施行の日（昭和五六六年九月一日から施行する。）

附 則（昭和六一年一月二六日総理府令第五八号）

（施行期日）この府令は、公布的日から施行する。

附 則（平成二年一月二八日総理府令第五六号）抄

（施行期日）この府令の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第二十八条第一項の使用前

の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（以下「新規則」という。）第三条の四の規定にかかるず、なお従前の例によ

る。

附 則（平成六年三月八日総理府令第一〇号）

（施行期日）この府令は、平成三年一月一日から施行する。

附 則（平成六年五月二五日総理府令第二七号）

（施行期日）この府令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成六年七月一二日総理府令第三九号）

（施行期日）この府令は、平成六年六月一日から施行する。

附 則（平成一〇年三月三一日総理府令第五五号）

（施行期日）この府令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年一月一〇月二〇日総理府令第一一八号）

（施行期日）この府令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年一一月二六日総理府令第一五一号）

（施行期日）この府令は、平成十三年五月六日から施行する。

附 則（平成一五年三月一七日文部科学省令第三号）

（施行期日）この省令は、平成十五年三月十七日から施行する。

附 則（平成一五年三月一八日文部科学省令第一〇号）

（施行期日）この省令は、平成十五年三月十八日から施行する。

附 則（平成一五年三月一九日総理府令第四六号）

（施行期日）この府令は、公布的日から施行する。

附 則（平成一一年九月三〇日総理府令第六四号）抄

（施行期日）この府令は、公布的日から施行する。

附 則（平成一一年三月二九日総理府令第五五号）

（施行期日）この府令は、公布的日から施行する。

附 則（平成一一年九月三〇日総理府令第四六号）

（施行期日）この府令は、公布的日から施行する。

附 則（平成一一年四月一二日総理府令第五〇号）抄

（施行期日）この府令は、公布的日から施行する。

附 則（平成元年五月一九日総理府令第二四号）

（施行期日）この府令は、昭和五六六年九月一日から施行する。

附 則（昭和六一年一月二六日総理府令第五八号）

（施行期日）この府令は、公布的日から施行する。

附 則（平成二年一月二八日総理府令第五六号）

（施行期日）この府令は、平成三年一月一日から施行する。

附 則（平成六年五月二五日総理府令第一〇号）

（施行期日）この府令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成六年七月一二日総理府令第二七号）

（施行期日）この府令は、平成六年六月一日から施行する。

附 則（平成六年八月八日総理府令第一〇号）

（施行期日）この府令は、平成七年一月一日から施行する。

附 則（平成六年七月一二日総理府令第一〇号）

（施行期日）この府令は、平成七年一月一日から施行する。

附 則（平成七年七月一二日総理府令第一〇号）

（施行期日）この府令は、平成七年七月一二日から施行する。

第一 条

（施行期日）この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第六十九号）附則第一条第

二条 この府令の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第二十九条第一項の使用前

の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（以下「新規則」という。）第三条の四の規定にかかるず、なお従前の例によ

る。

附 則（平成二年一月二八日総理府令第一〇号）

（施行期日）この府令は、平成三年一月一日から施行する。

附 則（平成六年五月二五日総理府令第一〇号）

（施行期日）この府令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成六年七月一二日総理府令第一〇号）

（施行期日）この府令は、平成六年六月一日から施行する。

附 則（平成六年七月一二日総理府令第一〇号）

（施行期日）この府令は、平成六年七月一二日から施行する。

附 則 (平成二十六年一月一〇日原子力規制委員会規則第七号) 抄
第一条 この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。
(経過措置)
第四条 この規則の施行の際現に運搬されている核原料物質、核燃料物質等及び放射性同位元素等については、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。
附 則 (平成二七年八月三一日原子力規制委員会規則第六号)
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
附 則 (平成二九年一二月二二日原子力規制委員会規則第一七号)
(施行期日)
第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成三十年十月一日)から施行する。ただし、別表第三に係る改正規定及び次条の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
第二条 この規則(別表第三に係る改正規定については、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの規則の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの規則の規定に相当の規定があるものは、改正後のそれぞれの規則の相当の規定によつてしたものとみなす。
附 則 (平成三十一年六月八日原子力規制委員会規則第六号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則 (平成三十一年八月二一日原子力規制委員会規則第八号)
(施行期日)
第一条 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定及び附則第三条の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。
(経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の次の表上欄に掲げる規則の同表中欄に掲げる規定及び下欄に掲げる様式は、平成三十一年四月一日以後の期間について作成すべき報告書について適用する。

るものとし、同日前の期間について作成すべき報告書については、なお従前の例による。

第一条 (施行期日)

規則は、公布の日から施行する。

報告書については、同日前の期間について作成すべき試験研究の用に供する原子炉第十八条等の設置、運転等に関する規則	核燃料物質の使用等に関する規則	核燃料物質の加工の事業に関する規則	核燃料物質の使用に関する規則
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則
核燃料物質又は核燃料物質に由つて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	核燃料物質又は核燃料物質に由つて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	核燃料物質又は核燃料物質に由つて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	核燃料物質又は核燃料物質に由つて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則
核燃料物質又は核燃料物質に由つて汚染された物の廃棄物第一項	核燃料物質又は核燃料物質に由つて汚染された物の廃棄物第一項	核燃料物質又は核燃料物質に由つて汚染された物の廃棄物第一項	核燃料物質又は核燃料物質に由つて汚染された物の廃棄物第一項
管理の事業に関する規則	管理の事業に関する規則	管理の事業に関する規則	管理の事業に関する規則
研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則
使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則
核燃料物質又は核燃料物質に第九十一條第一項	核燃料物質又は核燃料物質に第九十一條第一項	核燃料物質又は核燃料物質に第九十一條第一項	核燃料物質又は核燃料物質に第九十一條第一項
よつて汚染された物の第一種廃棄物第一項	よつて汚染された物の第一種廃棄物第一項	よつて汚染された物の第一種廃棄物第一項	よつて汚染された物の第一種廃棄物第一項
廃棄物埋設の事業に関する規則	廃棄物埋設の事業に関する規則	廃棄物埋設の事業に関する規則	廃棄物埋設の事業に関する規則
則	則	則	則

可を申請しなければならない。この場合において、火災等により見張人の詰所が使用できない場合に関する措置については、平成三十四年六月三十日までの間は、同表の第四欄の規定にかわらず、なお従前の例による。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第一項	則	第一項	法第四十試験研究の用に
三条の二供する原子炉等の設置、運転等の規定	に関する規則	二第一項第十一号	第十六条第十四条の二第一三第二項第十八号
七条の二用等に関する規定	第一項第十一の十三第二項第十八号	法第五十核燃料物質の使用の規定	第三条第二項第十二条の十
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等の規定	第一項第五号	第一項第十九号	第一項第十一の十三第二項第十八号
核燃料物質の使用に関する規定	五号イ	二項第十九号	二項第十八号
核原料物質又は核燃料物質の製鍊の事業に関する規則	第六条の二第二項	二第二項第三第二項	二第二項第十九号
第六条の二第二項	号	号	号

(証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定に関する経過措置)

この規則の施行の際現にこの規則による改正前の次の表の第一欄に掲げる規則の同表の第二欄に掲げる規定により行った証明書等の発行又は同表の第三欄に掲げる規定により行った特定核燃料物質の防護に関する秘密を業務上知り得る者(以下単に「業務上知り得る者」という。)の指定は、第三条第一項に規定する核物質防護規定の変更の認可の申請に係る認可又は認可の拒否の処分があつた日から起算して一年を経過する日までの間は、それぞれ同表の第四欄に掲げる規定による措置を講じて行うこととされる証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定とみなす。

かわらず、なお従前の例による。

核燃料物質の加工の事業に関する規則	第七条の九	第二項	第二項	第七条の九	第二項	第二項	第七条の九
第十九条	第五号イ	号	第二十三	第二项	第二十四	第二项	第二项
第十九条		号					
第十九条各							

二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十一条の二十四に規定する指定検査機関等を指定する省令（平成十三年経済産業省令第百二十四号）

第一項の規定による試験研究用等原子炉施設（新規制基準適合試験研究用等原子炉施設を除く）については、この規則の施行後最初に行うべき新法第二十九条第一項の検査は、施行日から十二月を超えない時期に行うものとする。

この規則の施行の際現に設置されている試験研究用等原子炉施設であつて、旧法第四十三条规定の二第二項の廃止措置計画の認可を受けているもの及び旧法第二十九条の施設定期検査（以下この条において単に「施設定期検査」という。）を受けたことがないものを除く。）であつて、旧法第二十八条第一項の規定による使用前検査（原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十六号。附則第十三条において「平成二十五年整備等規則」という。）第十三条の規定により改正された試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十一号）の規定に係るものに限る。）に合格しているもの（第三項において「新規制基準適合試験研究用等原子炉施設」という。）について、この規則の施行後最初に行うべき新法第二十九条第一項の検査は、直近の施設定期検査が終了した日以降十二月を超えない時期（施行日の前日において施設定期検査を行っている場合については、施行日から十二月を超えない時期）に行うものとする。

この規則の施行の際現に設置されている試験研究用等原子炉施設であつて、旧法第四十三条规定の二第二項の廃止措置計画の認可を受けているものについて、この規則の施行後最初に行うべき新法第二十九条第一項の検査は、施行日から十二月を超えない時期に行うものとする。

施行日の前日において施設定期検査を行っている試験研究用等原子炉施設（新規制基準適合試験研究用等原子炉施設を除く。）については、この規則の施行後最初に行うべき新法第二十九条第一項の検査は、施行後直ちに行うものとする。

第一項の検査は、施行後直ちに行うものとす
る。

第五条 (一)の規則の施行の際現に設置されているる発電用原子炉施設(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号。第八条第四項において「令」という。)第一条に規定する研究開発

段階発電用原子炉（以下単に「研究開発段階階発電用原子炉」という。）に係るものに限る。）であつて、旧法第四十三条の三の三十四第二項の廃止措置計画の認可を受けているものについて、この規則の施行後最初に行うべき新法第四十三条の三の十六第一項の検査は、直近の施設定期検査（旧法第四十三条の三の十五の施設定期検査をいう。）が終了した日以降十三月を超えない時期に行うものとする。

第六条 施行日から令和二年四月三十日までの間に新法第二十九条第一項の検査を開始しようとする者に係る新試験炉規則第三条の十二第二項の規定の適用については、同項中「検査開始予定期日の一月前まで（第三条の九第二項の一定期間（以下この条において単に「一定の期間」という。）を定め、又は変更（一定の期間を短縮する場合を除く。）をした場合は三月前まで）とする。

第七条 施行日前に旧法第二十一条、第三十四条、第四十三条の三の「十一」、第四十七条、第五十一条の十五又は第五十六条の二の規定により記録した旧加工規則第七条第一項、旧試験炉規則第六条第一項、旧研磨炉規則第六十二条第一項、旧再処理規則第八条第一項、旧二種埋設規則第十三条第一項、旧廃棄物管理規則第二十条第一項又は旧核燃料物質使用規則第二条の十一第一項の表の上欄に掲げる事項の保存については、なお従前の例による。この場合において、旧加工規則第七条第一項の表第一号イ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の定期事業者の使用前確認」と、同号ロ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の定期事業者の検査」と、同号ハ中「検査終了後五年が経過するまでの期間」とあるのは「同一事項に関するまでの期間」と、旧試験炉規則第六条第一項の表第一号イ中「次の検査」とあるのは「この規

可を受けている者は、令和二年九月三十日までに新法第二十二条第一項、第三十七条第一項、第四十三条の三の二十四第一項、第四十三条の二十第一項、第五十条第一項、第五十一条の十八第一項又は第五十七条第一項に規定する保安規定の認可又は変更の認可を申請しなければならない。

前項の規定による保安規定の認可又は変更の認可を申請した者が講ずる保安のために必要な措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあつた日までの間は、新加工規則第七条の二の二から第七条の八まで、新試験炉規則第六条の三から第十四条の二まで、新研究炉規則第六十四条から第八十五条まで、新貯蔵規則第二十八条から第三十五条の二まで、新再処理規則第八条の三から第十六条まで、新二種埋設規則第十三条の三から第十九条の二まで、新廃棄物管理規則第二十六条の三から第三十三条の二まで又は新核燃料物質使用規則第二条の十一の三から第一条の十一の十二までの規定にかかるわらず、なお従前の例による。

四十三条の三の三十四第二項（研究開発段階発電用原子炉に係るものに限る。）、第五十条の五第二項又は第五十七条の五第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けている者は、令和二年九月三十日までに新法第二十二条の八第三項、第四十三条の三の二第三項、第四十三条の三の三十四第三項、第五十条の五第三項又は第五十七条の五第三項において読み替えて準用する新法第十二条の六第三項に規定する廃止措置計画の変更の認可（新加工規則第九条の五第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第六号及び第九号、新試験炉規則第十六条の六第一項第六号、第七号及び第十二号並びに第二項第五号及び第八号、新研開炉規則第百十一条第一項第十二号及び第二項第九号、新再処理規則第一項第五号の五第一項第十一号及び第二項第九号又は新核燃料物質使用規則第六条の三第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第五号及び第八号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

前項の規定による廃止措置計画の変更の認可を申請した者に係る廃止措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあつた日までの間は、新加工規則第九条の五第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第六号及び第九号、新試験炉規則第十六条の六第一項第六号、第七号及び第十二号並びに第二項第五号及び第八号、新研開炉規則第百十一条第一項第十二号及び第二項第九号、新再処理規則第十九条の五第一項第十一号及び第二項第九号又は新核燃料物質使用規則第六条の三第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第五号及び第八号の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律 第三条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をいい。う。

研 究		研 究 分 野 (人)			
分野別	研究者名	研究題名	研究期間	研究費額	合 计
計 算	佐藤 伸一郎	効率的計算法による構造の強度設計	昭和37年1月~昭和38年12月	1,000,000	
計 算	佐藤 伸一郎	効率的計算法による構造の強度設計	昭和37年1月~昭和38年12月	1,000,000	
その他の 分野					
合 计					

研 究		研 究 分 野 (人)			
分野別	研究者名	研究題名	研究期間	研究費額	合 计
計 算	佐藤 伸一郎	効率的計算法による構造の強度設計	昭和37年1月~昭和38年12月	1,000,000	
計 算	佐藤 伸一郎	効率的計算法による構造の強度設計	昭和37年1月~昭和38年12月	1,000,000	
その他の 分野					
合 计					

女子、幼稚園児が経験された暴力及び性の差別の実態に関する研究実施報告書
「性別暴力に罹る」(以下「本報告書」とす)の実施研究費額は5万円である。

研 究		研 究 分 野 (人)			
分野別	研究者名	研究題名	研究期間	研究費額	合 计
計 算	佐藤 伸一郎	効率的計算法による構造の強度設計	昭和37年1月~昭和38年12月	1,000,000	
計 算	佐藤 伸一郎	効率的計算法による構造の強度設計	昭和37年1月~昭和38年12月	1,000,000	
その他の 分野					
合 计					

研 究		研 究 分 野 (人)			
分野別	研究者名	研究題名	研究期間	研究費額	合 计
計 算	佐藤 伸一郎	効率的計算法による構造の強度設計	昭和37年1月~昭和38年12月	1,000,000	
計 算	佐藤 伸一郎	効率的計算法による構造の強度設計	昭和37年1月~昭和38年12月	1,000,000	
その他の 分野					
合 计					

その他			
合計			
後半の3月間 (月～ 月)	職員		
	その他		
	合計		

